

特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A

以下のQ&Aは、特定健康診査・特定保健指導において第3期までにお示しした既存のQ&Aを第4期の運用に合わせて修正・再編集したものであり、運用変更等で第4期の運用に合わないQ&Aは削除しています。

第4期特定健康診査・特定保健指導を実施する際は、以下のQ&Aを参照してください。

4. 外部委託について

【集合契約について】

問1 集合契約において、実施機関が年度途中に参加・脱退することは可能か。

(答) 年度途中の参加については、実施体制が十分に確立されていない等、各都道府県の保険者協議会（集合契約Aについては保険者中央組織）が必要と認めた場合で、新規条件での契約は行わず、既存の契約への追加（実施機関一覧表への追加）のみ行う場合に限り、認められる。なお、変更契約の締結は四半期末ごとに行う（3月は除く）。

年度途中の脱退については、集合契約作業の負荷を考慮し、原則として行わない。

問2 地区医師会等が集合契約における契約の相手先となるが、当該地区医師会等が直営の健診機関や検査機関を持たず、他の実施機関が特定健診を実施している場合、当該地区医師会等の位置づけはどのように考えたら良いか。

(答) 地区医師会等が契約の相手先となっているが、特定健診は、他の実施機関が行っている場合、当該地区医師会等は契約のとりまとめ機関となる。

問3 代表保険者以外の契約当事者である保険者について、契約書またはその付属書類上に記名押印が必要か。

(答) 代表保険者に契約を委任していれば記名押印は不要。

問4 集合契約において、ある保険者が支払不能となった場合、他の保険者が連帯して支払う必要があるのか。

(答) 委託料の支払いについては、契約内容に則って対応することになる。

なお、集合契約における標準的な契約書の例では、各保険者が各実施機関にそれぞれ委託料を支払う契約内容となっている。

問5 集合契約における標準的な契約書の例において、契約の相手先が●●市医師会となっているが、地域の医師会を代表して県医師会を契約の相手先にすることは可能か。

(答) 可能。なお、地域によって単価が異なる場合は、内訳表を複数とすることも考えられる。

問6 市町村衛生部門が他の保険者から委託を受ける場合、集合契約とする必要があるのか。

(答) 集合契約・個別契約どちらの方式でも差し支えない。保険者ができる限り多くの対象者に、特定健診・特定保健指導が実施できるようにするためには、集合契約を締結することが効率的であるが、市町村衛生部門が限られた人数にしか特定健診・特定保健指導を実施しない場合は、個別契約を締結する方法も考えられる。

問7 市町村国保において、集合契約における標準的な契約書の例に「特定保健指導については、実施機関が、前項の有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。」とあるが、年度をまたいだ場合は、債務負担行為が必要か。

(答) 初回面接終了後と実績評価終了後の2回払いの契約において、年度をまたいで特定保健指導を実施した場合は、n年度予算で1回目、n+1年度予算で2回目の支払いを行うことから、債務負担行為は必要とならない。

問8 集合契約における標準的な契約書の例が示されているが、条文を変更・追加・削除することは可能か。

(答) 契約単価・委託項目（健診項目等）部分であれば変更可能。

契約関係者の事務の煩雑さを解消するため、集合契約では、契約書のフォーマット（条項と内容）は、原則として全国統一としている。

【実施方法について】

問 9 特定保健指導の実施機関が、積極的支援及び動機付け支援の初回面接のみを別の実施機関に委託し、初回面接以外の支援、評価を直接行うことは可能か。

(答) 特定健診・特定保健指導の外部委託基準※第2の5の(13)において、「委託を受けた業務の全部又は主たる部分を再委託してはならない」と規定されている。

特定保健指導は、医師、保健師、管理栄養士が初回面接時に策定する行動計画を基に対象者に対して支援・進捗管理等を行っていくものであり、行動計画を策定する初回面接は特定保健指導において重要な位置付けであるため、特定保健指導の「主たる部分」に該当することから、制度上初回面接の再委託は認められない。

※特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成25年厚生労働省告示第92号）

問 10 特定健診・特定保健指導の外部委託基準※の特定保健指導の内容に関する基準に「科学的根拠に基づくとともに」とあるが、どのようなケースが科学的根拠に該当しないと言えるのか。

※特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき医師が必要と認めるときに行う健診項目

(答) 「科学的根拠」とは、特定のエビデンスを意味するものではなく、非科学的な実施方法ではなく、かつ、科学的な見地から概ね妥当と考えられる方法を用いることの意味である。

【結果通知表について】

問 11 特定健診・特定保健指導の外部委託基準に「特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。」が挙げられているが、実施機関から健診結果通知をしない場合でも、当該基準を満たす必要があるのか。

(答) 当該外部委託基準については、結果通知に当たって経年管理に資する

よう形式を用意するよう求めているものであり、当該形式により通知を行うことを委託の要件とするものではない。

【その他】

問 12 特定健診・特定保健指導を外部委託するにあたり、単価をどのように設定すればよいか。

(答) 厚生労働省の特設サイト (<https://www.kikan-db.mhlw.go.jp/>) にて、各実施機関の単価が検索可能なので、当該単価を参考に設定いただきたい。
(2024年10月25日現在停止中)

問 13 市町村国保が特定健診・特定保健指導を行う場合、直営で行う場合と実施機関へ委託して行う場合で、基準単価や対象経費の算定に違いはあるのか。

(答) 市町村の直営で行う場合は市町村保健師等の人件費は実支出額に計上しない。なお、交付額は実支出額と基準額を比較して少ない方の額を補助の対象としており、基準額の元となる基準単価においては、市町村直営の場合と実施機関へ委託する場合とで差はない。

問 14 健診実施機関と保健指導実施機関を別々に外部委託することは可能か。

(答) 可能。

問 15 市町村国保において、特定保健指導を保健センターで実施する場合、契約が必要か。

また、他の保険者が特定保健指導を保健センターに委託する場合、どのようにすれば良いか。

(答) 市町村国保が特定保健指導を保健センターで実施する場合は、市町村衛生部門への執行委任の方法をとることになる。

また、他の保険者が特定保健指導を保健センターに委託する場合は、市町村国保に特定保健指導の実施を委託し、市町村国保が市町村衛生部門へ執行委任することになる。

問 16 特定保健指導を外部委託する際、成功報酬を設定することは可能か。

(答) 契約者間双方の合意があれば可能。

問 17 特定健診・特定保健指導の外部委託先が、適切に委託業務を履行しているかどのように確認すれば良いか。

(答) 保険者においては、外部委託基準に適合しているか適宜確認を行っていただき、特定健診・特定保健指導の質の改善を促すとともに、委託先が適切に業務を履行しておらず、かつ改善の見込みがない場合は、契約を更新するか等について検討・評価を行うことになる。また、保険者協議会においては、都道府県の協力を得て、委託先の質に関する情報交換等を行い、保険者の取り組みを支援していただきたい。

問 18 特定健診・特定保健指導の外部委託を考えているが、どのように委託先を選定すればよいか。

(答) 社会保険診療報酬支払基金のホームページ

(<https://www.ssk.or.jp/kikankensaku/>) において、市町村別に実施機関リストが公開されているので確認されたい。

また、外部委託基準において、実施機関は委託基準を満たしていることを示すため「重要事項に関する規程の概要」をホームページ等に公開することとされているため、そちらも参考にしていただきたい。

問 19 特定健診・特定保健指導の単価について、国が示す基準はあるのか。

(答) 単価については、国が統一的に定めるのではなく、保険者が実施機関との契約により個別に定めることとなる。

問 20 外部委託先が不適切な処理をしていることが判明した場合、どのように対応すれば良いか。

(答) 保険者において、委託先の機関に対し改善を求めることとなるが、是正されない場合は、年度途中であっても契約又は民法の規定に従い契約の解除等が考えられる。

なお、年度途中の解除まで至らない、あるいは解除に向けた手続を踏む時間がない等の理由で解除ができない場合でも、次年度の契約を結ばない

等の対応を検討することが考えられる。

問 21 特定健診・特定保健指導を外部委託した場合の個人情報の取扱いはどのように対応すれば良いか。

(答) 保険者には、個人情報保護法に基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日厚生労働省）、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成 29 年 4 月 14 日厚生労働省）、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（令和 2 年 10 月 9 日厚生労働省）等が定められており、このガイドラインにおいて委託先の監督が求められていることから、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を委託契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理する必要がある。

問 22 外部委託先と年度をまたいで契約をすることは可能か。

(答) 契約期間については、契約者間で調整のうえ決定していただきたい。

問 23 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づく一部事務組合に特定健診を委託することは可能か。

(答) 一部事務組合であっても、外部委託基準を満たしていれば可能。

問 24 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に「加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたとき、又は第二十六条第二項の規定により特定健康診査に関する記録の送付を受けたときは、この限りでない。」とされているが、対象者が受診した健診機関が外部委託基準に該当しない場合でも、特定健診とみなすことは可能か。

(答) 可能。同法第 21 条による他の法令に基づく健康診断との関係についても同様。

問 25 特定健診において、再委託できる業務は何か。

(答) 検査の実施以外の健診データ作成業務や受付業務等の事務処理について

ては、再委託可能である。また、その場合「運営についての重要事項に関する規定の概要」への記載も不要である。

検査の実施については、血液検査や眼底検査等で検査体制・設備等を自機関内に保有しない健診機関は、その部分に限り、再委託をすることができる。なお、健診項目を再委託する場合は、「運営についての重要事項に関する規定の概要」に再委託先を記載しなければならない。

問 26 地区医師会等が契約のとりまとめのみを行っている場合でも、当該地区医師会等が「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」に定める「重要事項に関する規程の概要」を公表しなければならないのか。

(答) 契約のとりまとめのみを行っている場合は、「重要事項に関する規程の概要」を公表する必要はない。

なお、当該地区医師会等が健診センターを保有し、実施機関として健診等を実施する場合は、公表しなければならない。

問 27 市町村国保において、市町村衛生部門が特定健診・特定保健指導を実施する場合、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」で定める「重要事項に関する規程の概要」を公表する必要があるのか。

(答) 市町村国保からの執行委任であれば「重要事項に関する規程の概要」を公開する必要はない。

なお、当該衛生部門が他の保険者から委託を受けて特定健診・特定保健指導を実施する場合は、外部委託に該当するため公表する必要がある。

問 28 市町村国保において、特定健診・特定保健指導の請求は、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）を経由しなければならないのか。

(答) 集合契約の場合は、代行機関（市町村国保の場合は国保連合会）を経由して、請求・費用決済処理を行う必要があるが、個別契約の場合は、締結した契約内容に応じ、契約者間で請求・費用決済処理を行うことも可能。

問 29 保険者自身が特定健診を実施する場合でも、外部委託基準第 1 の 5 にあるとおり重要事項に関する規程を定め、当該規程の概要をホームページ等で公表する必要があるのか。

(答) 重要事項に関する規程については、保険者自身が特定健診を実施する場合においても外部委託に準じて規程の作成・周知をしていただきたい。

問 30 重要事項に関する規程について、地域の医師会等が地域内の実施機関をとりまとめて一つの重要事項に関する規程を作成することは可能か。

(答) 複数の実施拠点を有する機関が、機関単位で重要事項に関する規程を作成した場合、保険者にとって利用するサービスの拠点が基準を満たしているか否かが分かりにくいだけでなく、拠点によって実施時間（営業している曜日や時間帯）等が異なる場合に、受診者にとってもわかりにくくなることから、重要事項に関する規程については、実施拠点単位で作成する必要がある。

問 31 市町村が健康保険組合等から特定健診・特定保健指導の委託を受ける場合、市町村国保ではなく、市町村衛生部門で受け入れることは可能か。

(答) 市町村衛生部門へ執行委任すれば可能。

問 32 厚生労働省のホームページに集合契約における標準的な契約書の例を公開しているが、個別契約においても当該契約書の例を利用しても良いか。

(答) 個別契約において、当該契約書の例を適宜修正し利用することは差し支えない。

問 33 保険者自身が特定健診・特定保健指導を直接実施する場合や市町村国保が特定健診・特定保健指導を衛生部門に執行委任する場合は、健診・保健指導機関番号取得申請は必要か。

(答) 不要。なお、他の保険者からの委託を受け、他の保険者の加入者に対し特定健診・特定保健指導を実施する場合は必要。

問 34 地域の医師会等が医療機関等から職員を派遣してもらい、特定健診・特定保健指導を実施している場合、当該医療機関等についても健診・保健指導機関番号取得申請は必要か。

(答) 実施主体が地区医師会等である場合は、当該地域の医師会等が健診・保健指導機関番号取得申請をする必要がある。職員を派遣している医療機関等については、他の保険者の加入者に対し特定健診・特定保健指導を実施しない場合は不要。

問 35 地区医師会等が契約のとりまとめのみを行っている場合でも、地区医師会等による健診・保健指導機関番号取得申請は必要か。

(答) 不要。